

[事案 2023-141] 解約取消請求

・令和6年3月4日 裁定打切り

※本事案の申立人は、本契約の契約者の配偶者（相続人）である。

<事案の概要>

意思能力がなかったことを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和61年12月に配偶者が契約した終身保険について、令和2年9月に配偶者の甥の代筆により解約請求書が作成され、その2日後に配偶者が死亡した。しかし、以下等の理由により、解約を取り消し、解約返戻金と死亡保険金の差額を支払ってほしい。

- (1) 担当者は、配偶者の入院後に配偶者から面談の要望を受けたと主張しているが、配偶者は携帯電話を所持しておらず面談を要望した事実は確認できない。
- (2) 配偶者の入院時の診療記録を踏まえると、解約手続時に意思能力はない状態であったと考えられる。
- (3) 配偶者は解約の2日後に死亡しており、体調が悪いなか本契約を解約するのは不合理である。
- (4) 入院先では病室での面会が原則禁止されているなか、病室で担当者が配偶者に意思確認を行うことができたか疑問である。

<保険会社の主張>

担当者に確認したところ、申立人配偶者に意思確認を行い、解約の意思を確認したうえで、申立人配偶者の甥を代筆者として解約手続を行ったとのことであり、また、代筆者である申立人配偶者の甥への確認においても同様の回答を得ていること等を踏まえると、解約手続は有効に行われたものと判断されることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約に至る経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 意思能力とは、行為者が自分の行為の結果を弁識し、判断できる精神的能力のことであり、意思能力がない状況でなされた法律行為（契約）は無効となる。
- (2) 本件で問題となるのは、解約請求書作成当時の申立人配偶者の意思能力の有無であるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会では、この点を認定することは著しく困難と言わざるを得ず、本件は、鑑定の手続や、厳格な証拠調べ手続（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者による反対尋問権が保障されている手続）を具えている裁判所において解決することが適切であると考えられる。